

岩滑小学校保護者 様

警報等発令時の園児・児童・生徒の登下校について

半田市立岩滑小学校長
鈴村 文子

標題のことにつきまして、半田市教育委員会より以下のように通達がありました。保護者の皆様には、よくご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。

1 「暴風警報」が半田市に発令された場合

(1) 登校前

- ① 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。
- ② 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから当日の授業を始めます。
- ③ 午前11時を過ぎて後、警報が解除されるか、又は引き続き解除されない場合は当日の授業は中止します。

※上記①、②の場合、道路・橋の破壊及び浸水等で登校が危険な場合には、登校するには及びません。

(2) 登校後

- ① 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させます。
- ② 帰宅が困難と認めた場合には、安全が確保されるまで校内の安全な場所に避難させます。

(3) 登下校中

あらかじめ定められた方法に基づき、速やかに帰宅させます。

(4) 「暴風警報」の特別警報が発令された場合

- ・児童の安全を確保し、学校に留め置きます。
- ・特別警報解除後、災害の状況及び気象・通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、保護者への引き渡しをします。

2 「大雨・洪水警報」又は「大雪警報」が半田市に発令された場合

「大雨・洪水警報」「大雪警報」のみの発令では、休校となりません。

※「大雨」の特別警報が発令された場合

登校前

- ・登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全確認後、登校させてください。

登校後

- ・児童の安全を確保し、学校に留め置きます。
- ・特別警報解除後、災害の状況及び気象・通学路の状況等から安全に帰宅できると判断したときは、保護者への引き渡しをします。

3 「雷注意報」が半田市に発令された場合、又は雷が発生している場合

(1) 登校前

登校が危険と保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全の確認後登校させてください。

(2) 登下校中

通学団班長・個人が危険と判断したら、近くの民家に避難させてもらいます。この場合、学校へなるべく早く連絡させてください。

(3) 下校前

下校が危険と判断した場合は、安全に帰宅できると判断するまで、校内に待機します。

4 「東海地震注意情報」が発表された場合

(1) 登校前

- ① 自宅待機とし、学校から連絡があるまでの間、臨時休業日とします。

(2) 登校後

- ① すべての教育活動を打ち切り、保護者の来校を待って引き渡します。
- ② 翌日以降、学校から連絡のあるまでの間、臨時休業日とします。

(3) 登下校中

- ・登校中は、そのまま登校します。その後は、登校後と同じです。
- ・下校中は、そのまま下校させます。

(4) 修学旅行等学校行事及び部活動大会参加時の場合

- ① 出発前、解散後に発表された時には、状況に応じて、上記(1)～(3)の措置を講じます。
- ② 出発後に発表された時には、直ちに情報を集めて対処します。

※ 東海地震注意情報が発表された後、東海地震観測情報により「安全情報」であることが明記された場合は、上記1「暴風警報」の場合と同じです。

(裏面に続く)

5 半田市に「津波警報」または「大津波警報」が発表された場合

- (1) 始業前に発表された場合は、臨時休業日とします。
 - ・児童生徒は、避難の必要がない地区は自宅待機とする。危険が予想される地区は、安全な場所(高台)へ避難するようにしてください。
 - ・半田市では、防災行政無線(屋外拡声スピーカー)により緊急に一斉放送がなされる他、緊急速報メールでも緊急地震速報や津波(大津波)警報を知ることができます。※
 - ・解除の連絡は、防災行政無線(屋外拡声スピーカー)、緊急速報メール、広報車等でも周知されます。解除後の対応は、台風等による「暴風警報」発令時の対応と同様とします。(給食の対応は市教委で行います。)
- (2) 登下校時に発表された場合は、安全な場所への避難を最優先とします。
- (3) 始業後に発表された場合は、避難行動を開始します。
 - ・緊急放送等による周知や情報収集、安全確認に努め、迅速に対応します。
 - ・警報解除及び帰宅路等の安全確認ができるまでは、児童生徒を学校または避難場所にとめおきます。
 - ・大地震後の対応となる場合も想定し、児童生徒の帰宅については、学校及び避難場所からの引き渡しを原則とします。
- (4) 備考
 - ・「津波警報」は、1 m, 2 mの2段階で発表され、「大津波警報」は、3 m, 4 m, 6 m, 8 m, 10 m以上の5段階で発表されます。
 - ・震源が海岸に近い地点である場合、揺れが収まらないうちに津波が到達する場合があります。また、地震による停電等の影響により、津波の情報が十分に行き渡らない恐れもあります。場合によっては、揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなく、安全な高台に避難することもあります。

○「台風等における学校給食」について

- (1) 台風の接近が確実と見られ、暴風警報発令の可能性が高いと予測された場合
給食センターが前日の正午ごろに給食の実施・中止を決定します。学校に連絡がありますので、児童に伝えます。
※ 中止が決定した場合、当日の給食はありません。当日、授業が可能となった場合には、必要により弁当持参となります。
- (2) 前記(1)で中止の決定をせず、その後、暴風警報が発令された場合
 - ① 当日、午前6時30分までに解除され、平常通りに授業を行う場合は、給食があります。
 - ② 当日、午前6時30分までに解除されない場合は、給食がありません。よって、その後に警報が解除され授業が可能となった場合は、必要により弁当持参となります。

○緊急速報メールについて

(担当；半田市防災交通課)

半田市では、災害情報の伝達手段としてNTTドコモ、KDD I (a u)、ソフトバンクモバイルの携帯電話を利用した緊急速報メールを導入しています。

緊急速報メールは、NTTドコモ、KDD I (a u)、ソフトバンクモバイルの各携帯電話会社が提供している配信サービスです。災害が発生し、避難が必要な時など、半田市から情報を伝える必要がある際、半田市内の各携帯電話へ災害に関する情報を一斉配信します。(受信設定、サービス対応機種など詳しくは、各社のホームページをご確認ください。)

■NTTドコモ

(総称) 緊急速報「エリアメール」

(サービス名) 緊急地震速報、災害・避難情報(津波情報)

■KDD I (a u)

(総称) 緊急速報メール

(サービス名) 緊急地震速報(津波警報)・災害・避難情報

■ソフトバンクモバイル

(総称) 緊急速報メール

(サービス名) 緊急地震速報(津波警報)・災害・避難情報

※緊急速報メールについては、月額使用料や通信料、情報料等、無料で利用できます。

※対応機種については、携帯電話会社によって違いがあります。各社のホームページをご確認ください。